

平成30年3月26日

青森県教育委員会第830回定例会

期 日 平成30年3月26日 (月)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1

3 議 案

- 議案第1号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について …………… 2
- 議案第2号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について …………… 5
- 議案第3号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について …………… 8
- 議案第4号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について …… 11
- 議案第5号 県天然記念物の指定について …………… 14
- 議案第6号 市町村の設置する高等学校の廃止の認可について … 15

4 その他

- 次期青森県教育振興基本計画の策定について …………… 16
- 第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー一競技会の本県開催について …………… 17
- 五戸町における五戸高校設置主体変更に係る検討結果について … 19
- 職員の懲戒処分の状況について …………… 20

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 平成 29 年度青森県一般会計補正予算 (第 6 号) 案 (教育委員会所管分)

議案第 1 号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

国民体育大会の開催に関する事務を所掌する組織について整理し、及び県総合運動公園の遺跡区域に関する事務を移管するため、改正するものである。

2 概要

(1) 第 7 5 回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会（平成 3 2 年開催）の開催に関する事務について、スポーツ健康課スポーツ振興グループに分掌させるため、同課国体準備室の分掌事務について、第 8 0 回国民体育大会と明確に規定するものである。

(2) 三内丸山遺跡を効率的・効果的に管理運営するため、現在、観光国際戦略局（県立美術館）が管理している県総合運動公園の遺跡区域が教育委員会に移管されることに伴い、同区域に関することについて、文化財保護課の所掌事務とするものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案
青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第十六号中「国民体育大会」を「第八十回国民体育大会」に改める。

第九条の三第九号中「三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設」を「遺跡区域」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>第九条の二 スポーツ健康課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一～十五 〔略〕</p> <p>(国体準備室)</p> <p>十六 <u>第八十回国民体育大会</u>の開催に関する事</p>	<p>第九条の二 スポーツ健康課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一～十五 〔略〕</p> <p>(国体準備室)</p> <p>十六 <u>国民体育大会</u>の開催に関する事</p>
<p>第九条の三 文化財保護課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一～八 〔略〕</p> <p>九 県総合運動公園(<u>遺跡区域</u>に限る。)に関する事</p>	<p>第九条の三 文化財保護課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一～八 〔略〕</p> <p>九 県総合運動公園(<u>三内丸山遺跡の保存活用等に</u>係る<u>拠点施設</u>に限る。)に関する事</p>

議案第2号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

県立高等学校の学科の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

この度の改正は、三八地区の中学校卒業生数の減少により、青森県立八戸商業高等学校の国際経済科を募集停止することに伴う所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成30年4月1日

5 その他

青森県立八戸商業高等学校の国際経済科は、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立八戸商業高等学校の項中

「

商業科
国際経済科

」を「

商業科

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 青森県立八戸商業高等学校の国際経済科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

○青森県立学校学則 新旧対照表

下線部は改正部分

改 正 後	別表第一				
	名 称	位 置	課 程	学 科	修業年限
	(略)				
	青森県立八戸商業 高等学校	八戸市大字十日市	全日制の課程	商業科 情報処 理科	三年
改 正 前	別表第一				
	名 称	位 置	課 程	学 科	修業年限
	(略)				
	青森県立八戸商業 高等学校	八戸市大字十日市	全日制の課程	商業科 <u>国際経 済科</u> 情報処 理科	三年

議案第 3 号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、教育課程において「道徳」が「特別の教科である道徳」に改められたことによる名称変更を行うため提案するものである。

2 概 要

学校教育法施行規則が一部改正され、教育課程において「道徳」が「特別の教科である道徳」に改められ、平成30年4月1日から小学校及び特別支援学校の小学部に、平成31年4月1日から中学校、特別支援学校の中学部等に適用されることとなった。

青森県立学校管理規則では、特別支援学校の小学部及び中学部並びに中学校の道徳の指導を担当する職員を校長が命ずることを規定していることから、同規則に規定している名称を改めるものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成31年4月1日

5 その他

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、特別支援学校の小学部のみに適用する。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における青森県立学校管理規則第十七条の適用については、同条中「小学部及び」とあるのは「小学部にあつては特別の教科である道徳、特別活動及び自立活動、」とする。

○青森県立学校管理規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改 正 後	改 正 前
<p>(教科科目及び学級等の担任)</p> <p>第十七条 校長は、教科科目及び学級を担任する職員並びに特別活動（特別支援学校の小学部及び中学部にあつては<u>特別の教科である道徳</u>、特別活動及び自立活動、高等部にあつては特別活動及び自立活動、中学校にあつては<u>特別の教科である道徳</u>及び特別活動）の指導を担当する職員を命ずる。</p>	<p>(教科科目及び学級等の担任)</p> <p>第十七条 校長は、教科科目及び学級を担任する職員並びに特別活動（特別支援学校の小学部及び中学部にあつては<u>道徳</u>、特別活動及び自立活動、高等部にあつては特別活動及び自立活動、中学校にあつては<u>道徳</u>及び特別活動）の指導を担当する職員を命ずる。</p>

※平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

改 正 後	改 正 前
<p>(教科科目及び学級等の担任)</p> <p>第十七条 校長は、教科科目及び学級を担任する職員並びに特別活動（特別支援学校の<u>小学部にあつては特別の教科である道徳</u>、特別活動及び自立活動、<u>中学部にあつては道徳</u>、特別活動及び自立活動、高等部にあつては特別活動及び自立活動、中学校にあつては道徳及び特別活動）の指導を担当する職員を命ずる。</p>	<p>(教科科目及び学級等の担任)</p> <p>第十七条 校長は、教科科目及び学級を担任する職員並びに特別活動（特別支援学校の<u>小学部及び中学部にあつては道徳</u>、特別活動及び自立活動、高等部にあつては特別活動及び自立活動、中学校にあつては道徳及び特別活動）の指導を担当する職員を命ずる。</p>

議案第4号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び健康管理医の報酬年額を改めるため提案するものである。

2 概要

平成29年度地方交付税単位費用積算基礎に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び健康管理医の報酬年額をそれぞれ1,000円増額するものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十万八千円」を「二十万九千円」に、「十五万五千円」を「十五万六千円」に、「二十六万五千円」を「二十六万六千円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則 新旧対照表

傍線部は改正部分

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬)</p> <p>第五条 校医及び薬剤師の報酬は年額とし、その額は校医にあつては<u>二十万九千円</u>、薬剤師にあつては<u>十五万六千円</u>とする。ただし、第二条第二項に規定する学校医にあつては<u>二十六万六千円</u>とする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(報酬)</p> <p>第五条 校医及び薬剤師の報酬は年額とし、その額は校医にあつては<u>二十万八千円</u>、薬剤師にあつては<u>十五万五千円</u>とする。ただし、第二条第二項に規定する学校医にあつては<u>二十六万五千円</u>とする。</p> <p>2～3 略</p>

議案第5号

県天然記念物の指定について

青森県文化財保護条例（昭和50年12月青森県条例第46号）第38条第1項の規定により、次の表に掲げるものを県天然記念物に指定する。

種別	名称	員数	所在地	所有者
県天然記念物	銀杏木窪の大銀杏	1本	三戸郡階上町大字道仏字銀杏木窪	上澤 弥志郎
県天然記念物	平のサイカチ	1株	三戸郡階上町大字角柄折字平3番地	平野 建悟

議案第6号

市町村の設置する高等学校の廃止の認可について

五所川原市より認可の申請のあった市立高等学校の廃止については、学校教育法第4条第1項の規定により次のとおり認可する。

1 名称

金木高等学校市浦分校

2 位置

青森県五所川原市磯松赤川3番地42号

3 廃止の時期

平成30年3月31日

[その他]

次期青森県教育振興基本計画の策定について

1 現行の県教育振興基本計画について

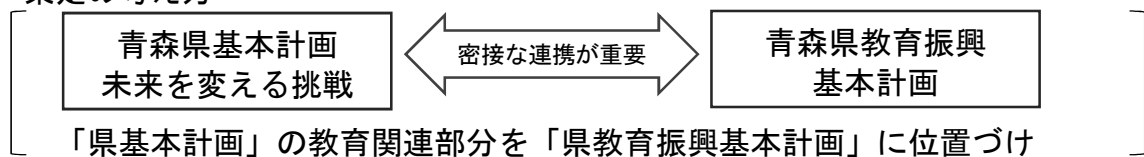
(1) 根拠法（教育基本法第17条）の趣旨

国は、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を定める。

地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努める。

(2) 青森県教育振興基本計画（平成26年1月策定）

① 策定の考え方



② 期間：平成26年度から平成30年度まで

③ 内容：「県基本計画」のうち教育関連部分

④ その他（「青森県教育施策の方針」との関係）

「青森県教育施策の方針」は、「教育振興基本計画の方向性・理念を簡潔に示したもの」として位置づけ。

2 次期「県基本計画」の策定について

(1) 目指す姿 現行計画に引き続き2030年における生活創造社会の実現

(2) 期間 平成31（2019）年度から35（2023）年度までの5年間

(3) 構成 現行計画と同様に全県計画＋地域別計画による。

全県計画は、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野を設定する。

(4) その他 人口減少対策等の課題を踏まえ、重点的な取組を図る。

3 次期「県教育振興基本計画」について

(1) 策定の考え方

引き続き、次期「県基本計画」の教育関連部分を次期「県教育振興基本計画」に位置づける方向で検討する。

なお、「県基本計画」のPDCAサイクルによる政策点検の現状・課題を踏まえ、毎年度、「施策の柱」を設定し、取組の重点化を図る。

(2) スケジュール（予定）

平成30年	3月～9月	県総合計画審議会が次期「県基本計画」の検討
	11月	次期「県基本計画」案の議会提出
	12月	次期「県基本計画」決定
平成31年	1月	次期「県教育振興基本計画」の審議・決定

[その他]

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会 及びアイスホッケー競技会の本県開催について

1 経 緯

- (1) 平成29年12月27日(水) 「開催要請書」の受理
- (2) 平成30年1月中旬 「意向調査」の実施
- (3) 平成30年2月16日(金) 「開催受諾書」の提出
- (4) 平成30年2月22日(木) 「開催決定書」の受理

2 大会概要

(1) 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して、国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会を青森県八戸市を中心に開催するに当たり、県民の生涯にわたるスポーツ活動を推進するとともに、所期の目的を達成することを期するものである。

- (2) 主 催 (公財)日本体育協会、文部科学省、青森県
(公財)日本スケート連盟、(公財)日本アイスホッケー連盟、八戸市
- (3) 期 日 2020年1月下旬～2月上旬(5日間)
- (4) 開 催 地 八戸市、三沢市、南部町
- (5) 開催競技 スピードスケート競技
フィギュア競技
ショートトラック競技
アイスホッケー競技
- (6) 式 典 開始式 2020年1月下旬 会場未定
表彰式 2020年2月上旬 会場未定
- (7) 参加予定人員 参加予定都道府県 47都道府県を予定
監督・選手 約 1,700名
選手団本部役員 約 300名
視察員等 約 100名

第29回体協国体発第162号
29 受ス庁第 1453 号

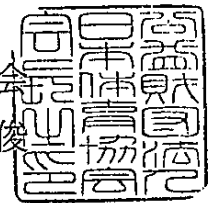
国民体育大会開催決定書

青森県知事 三村 申吾 殿
公益財団法人 青森県体育協会
会長 佐々木 郁夫 殿
青森県教育委員会 殿

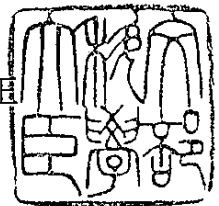
2020年開催の第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会及び
アイスホッケー競技会の開催地として貴県を決定いたします。

平成30年2月22日

公益財団法人 日本体育協会
会長 伊藤 雅俊



文部科学大臣 林 芳正



[その他]

五戸町における五戸高校設置主体変更に係る 検討結果について

1 経緯

- 県教育委員会では、昨年7月、五戸町における「五戸高校存続のため、設置主体を含めたあらゆる検討を行う。」という要望を重く受け止め、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画において、五戸高校について、県立高校としては平成32年度に募集停止する予定とし、同校の設置主体の変更等に関しては、その状況に応じて適切に対応することとした。
- 五戸町では、副町長や関係部署の職員等からなる検討組織を設置し、2名の専任職員を配置するなど検討を重ねてきた。

2 五戸町長による検討結果に係る説明内容等

(1) 説明年月日

平成30年3月23日（金）

(2) 主な内容

町立化等を含めた五戸高校の設置主体変更については断念する。

3 今後の対応

五戸高校の募集停止を含めた学校規模・配置については、第1期実施計画に基づき、中学校卒業予定者数の推移等を勘案しながら適切に対応する。

[その他]

職員の懲戒処分状況について

平成30年3月（2月1日～3月25日分）

青森県教育委員会

事案1 ①被処分者 上北地域三沢市の中学校 講師（32歳 男性）

②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）

- ・ 平成29年12月23日（土）午前8時42分頃
- ・ 十和田市内の市道
- ・ 自動車を運転中、赤信号のため交差点で停止し、信号が青に変わったため右折しようとした際、横断歩道を渡っていた歩行者に気付かず接触したものの。
- ・ 事故の相手方（女性1名 治療期間が約6週間）

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成30年3月19日

事案2 ①被処分者 三八地域の高等学校 講師（26歳 男性）

②事件の概要等 女性職員に対するセクシュアル・ハラスメント

- ・ 平成29年7月26日（水）午後6時頃から翌27日（木）午前1時頃にかけて、八戸市内の複数の飲食店において、複数の同僚職員で飲酒していたところ、飲食店から移動する際、女性職員に対し、手を握る、胸部を触るという行為を行ったもの。

③処分内容 減給1月

④処分年月日 平成30年3月19日

事案3 ①被 処 分 者 東青地域青森市の小学校 教諭 (57歳 男性)

②事件の概要等 漁業法違反

- ・ 平成29年7月27日(木)午前10時40分頃から、今別町の海岸において、ウニ37個(約2.9kg)を採取したもの。
- ・ 午前11時50分頃、警察官から職務質問を受けた際、ウニを採取したことを認めた。
- ・ 12月20日(水)付けで起訴され、12月26日(火)付けで漁業法違反により刑事処分(略式命令による罰金刑10万円)を受けた。

③処 分 内 容 減給2月

④処分年月日 平成30年3月22日

参 考 資 料

第 8 3 0 回定例会（平成 3 0 年 3 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1
- 議案第 4 号
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正
する規則案について P 2 ~ 3
- 議案第 5 号
県天然記念物の指定について P 4 ~ 7
- 議案第 6 号
市町村の設置する高等学校の廃止の認可について P 8 ~ 12

平成29年度2月補正予算について（教育委員会所管分）

2月補正予算額	△2,512,783千円
現計予算額	141,183,672千円
補正後の予算額	138,670,889千円

◎計上の主なもの

○人件費分 △1,776,788千円

1 職員等人件費（精査による増減調整）
○事務局等分 △20,139千円
○学 校 分 △1,756,649千円
〔小学校費 △966,166千円、中学校費 △532,968千円〕
〔高等学校費 △169,088千円、特別支援学校費 △88,427千円〕

○人件費以外分 △735,995千円

教育行政費	△96,633千円
○奨学のための給付金事業	△93,046千円
〔給付対象人数及び単価の精査に伴う減額補正〕	
財産管理費	△98,163千円
○県有不動産利活用推進事業	△96,728千円
〔事業費の精査に伴う減額補正〕	
高等学校管理費	△50,632千円
○県立高等学校等就学支援金交付金	△42,479千円
〔交付対象人数の精査に伴う減額補正〕	
学校建設費	△161,025千円
○大規模改修	△96,065千円
〔事業費の精査に伴う減額補正〕	
特別支援学校費	△72,523千円
○就学奨励費	△30,000千円
〔給付対象人数及び単価の精査に伴う減額補正〕	
○大規模改修	△38,754千円
〔事業費の精査に伴う減額補正〕	
文化財保護費	△603,317千円
○埋蔵文化財調査費・報告書刊行費	△58,854千円
〔調査期間の減及び事業内容の精査に伴う減額補正〕	
○縄文時遊館増築事業費本年度支出額	△528,885千円
〔増築工事の契約実績及び事務費の精査に伴う減額補正〕	
体育振興費	428,491千円
○長寿命化推進改修等事業費	△99,066千円
〔県営スケート場及び県武道館改修工事の契約実績による減額補正〕	
○国民体育大会開催基金積立金	500,000千円
〔第80回国民体育大会の開催等に係る基金積立金の増額補正〕	
その他事務事業精査による補正	△82,193千円

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部改正について

1 改正理由

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の報酬については、青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（以下「規則」という。）第五条において規定しているが、その報酬額の算定は、前年度の地方交付税単位費用積算基礎に基づいて算出しているところである。平成29年度地方交付税単位費用積算基礎のうち学校医等の単価が変更されたことに伴い、学校医等の報酬額に係る規定を改めるものである。

2 改正内容（規則第五条関係）

◆学校医及び学校歯科医の報酬（年額）

現 行 208,000円

改 正 209,000円（1,000円増）

◆学校薬剤師の報酬（年額）

現 行 155,000円

改 正 156,000円（1,000円増）

◆健康管理医の報酬（年額）

現 行 265,000円（208,000円+57,000円）

改 正 266,000円（209,000円+57,000円）（1,000円増）

※健康管理医の報酬算定：医療職俸給表（一）4級41号俸の俸給月額に基づき算定した額を、学校医の報酬に加算

<地方交付税措置の内容>

・学校医等（学校医62名、学校薬剤師14名） 15,142千円
（内訳）

学校医62名 ◎209千円×62名＝12,958千円
学校薬剤師14名 ◎156千円×14名＝ 2,184千円
12,958千円+2,184千円＝15,142千円

◆◎209千円（学校医及び学校歯科医）・・・a
◆◎156千円（学校薬剤師）

<健康管理医の報酬額>

医療職俸給表（一）4級41号俸＝547,800円＝b

《1人当たりの単価》

＝(b+b×0.1)×12月÷(52週×33時間)×6時間×3日 ※文科省が示した数式
＝(547,800+547,800×0.1)×12÷(52×33)×6×3
＝ 75,849

・職員50人以上の学校（千円未満四捨五入） 年額 76,000
・職員50人未満の学校（1/2の額を千円未満四捨五入） 年額 38,000

＝(76,000+38,000)÷2＝57,000円＝c ※算定式は青森県医師会との合意によるもの
よって健康管理医の報酬は、a+c＝209,000円+57,000円＝266,000円

<報酬年額の推移>

【単位:円】

年度	学校医及び 学校歯科医	学校薬剤師	健康管理医
8年度	220,000	152,000	282,000
9年度	221,000	154,000	283,000
10年度	222,000	155,000	284,000
11年度	223,000	156,000	286,000
12年度	224,000	157,000	287,000
13年度	↓	↓	↓
14年度	↓	↓	↓
15年度	↓	↓	285,500
16年度	219,000	154,000	280,000
17年度	216,000	168,000	277,000
18年度	↓	↓	276,500
19年度	↓	167,000	↓
20年度	208,000	159,000	264,500
21年度	↓	↓	↓
22年度	↓	↓	↓
23年度	↓	↓	↓
24年度	↓	↓	↓
25年度	↓	↓	↓
26年度	↓	158,000	↓
27年度	↓	↓	265,000
28年度	↓	↓	↓
29年度	↓	155,000	↓
30年度(予定)	209,000	156,000	266,000

3 施行年月日

平成30年4月1日

県天然記念物の指定について

1 いちょうのきくぼ おおいちょう 銀杏木窪の大銀杏

- | | | |
|-----|--------|--|
| (1) | 文化財の種別 | 県天然記念物 |
| (2) | 名称及び員数 | 銀杏木窪の大銀杏 1 本 |
| (3) | 所有者 | <small>かみさわ やしろう</small>
上澤 弥志郎 |
| (4) | 所在地 | 三戸郡階上町大字道仏字銀杏木窪 |
| (5) | 樹種 | 和名：イチョウ（銀杏） <イチョウ科 イチョウ属>
学名：Ginkgo biloba L. |
| (6) | 大きさ | 樹高 約 30 m、 <small>みきまわり</small> 幹周 13.3 m（平成 20 年計測） |
| (7) | 推定樹齡 | 約 1,000 年 |
| (8) | 沿革 | |

この大銀杏は樹齡約 1,000 年といわれ、町内最古の老木とされてきた。古くから地域のシンボルの存在で、地名も「いちょうのきくぼ銀杏木窪」と呼ばれる。枝からは気根が多く垂れ下がり地面に達して着根している。その気根が乳房に似ているため、近郷の人々からは「たらちね垂乳根の大銀杏」と呼び親しまれ、母乳不足の女性が気根に触ったり、撫でたりすれば母乳がよくでると言われ信仰されていた。

(9) 現況

この大銀杏は、平成 20 年に町の文化財に指定された。その後平成 23 年 7 月 1 日、前日までの暴風で幹の一部（株の 1 本）が倒れたが、樹木医の指導を受けて、株は横倒しのまま根元の 7～8 m を残して先端を切除し、基部に土を被せ保護した。根元は本体とつながり、気根は地面に刺さって活着することが見込めるので、今後の生育に問題はない。

(10) 指定事由

町文化財指定時の幹周は、県内で 5 位、全国でも 12 位を誇り、見る者に畏敬の念を抱かせる。地域の人々からの信仰を集め、大切に守られてきたことから、今後も長く存続が期待できる。他の天然記念物と比べても遜色がなく、県天然記念物として指定に値する。



写真1 「銀杏木窪の大銀杏」 全景



写真2 倒れた幹側から見た大銀杏



写真3 垂れ下がる気根

2 ^{たいら}平のサイカチ

- (1) 文化財の種別 県天然記念物
- (2) 名称及び員数 平のサイカチ 1株
- (3) 所有者 ^{ひらの けんご}平野 建悟
- (4) 所在地 三戸郡階上町大字角柄折字平3番地
- (5) 樹種 和名：サイカチ <マメ科 サイカチ属>
学名：Gleditsia japonica Miquel
- (6) 大きさ ^{みきまわり}樹高約15m、幹周約6.4m（平成23年計測）
- (7) 推定樹齡 約800年
- (8) 沿革

このサイカチは地域の旧家である平野家が代々守ってきた木で、樹齡約800年と推定されている。サイカチの分布は本州（中南部）、四国、九州、朝鮮、中国の暖帯・温帯で、日当たりのよい山野や河原などに自生している。また、人家周辺や寺社などにも植栽され、北東北で見られるものは植栽と考えられている。

^{さや}莢はサポニンを含み、水に浸して揉むことにより石鹼のように泡立ち汚れを落とすので、この地域では洗髪や食器洗い、漆器類の洗剤として使われていた。

(9) 現況

このサイカチの主幹は中心部が大きく腐朽していて、2本の新しい幹が両側から伸び、^{しゅかん}主幹を支えている。主幹部の衰退が著しいので、平成29年度に樹木医による治療を行った。まず、主幹中央部の空洞には腐葉土を入れて新根・新枝の伸長を促しそれを保護して、併せて、^{せひ}幹周囲約2m域の土の掘り起こしと施肥を行った。

現在は主幹の一部から新枝が数本伸び、そのうちの1つは今後の幹として育つことが期待される。

(10) 指定事由

このサイカチは全国で第4位の^{みきまわり}幹周を誇り、平成23年に階上町の天然記念物に指定された。主幹がほぼ朽ち果て、^{こぶ}瘤だらけになった姿から、人々と関わってきた長い歴史を感じることができる。所有者は、地元の協力を得ながら維持のための手当てを施すとともに、一般への周知・普及に努めており、存続については問題ないと思われる。他の天然記念物と比べても遜色がなく、県天然記念物としてふさわしい。



写真1 「平のサイカチ」 全景



写真2 治療箇所 of 拡大

市町村の設置する高等学校の廃止の認可について

1 廃止する高等学校

- (1) 名 称 金木高等学校市浦分校
- (2) 課 程 定時制の課程
- (3) 設置者 五所川原市
- (4) 位 置 青森県五所川原市磯松赤川 3 番地 4 2 号
- (5) 生徒数 9 名 (第 1 学年 0 名、第 2 学年 0 名、第 3 学年 9 名)
- (6) 沿 革 昭和 2 8 年 4 月 1 日 金木高等学校相内分校設置認可
平成 1 3 年 8 月 1 0 日 金木高等学校市浦分校となる。
平成 2 9 年 4 月 1 日 募集停止

2 廃止の理由

社会情勢の変化に伴う生徒数の減少を考慮し、設置者である五所川原市において今年度から募集停止したところであり、在学する生徒全員が平成 3 0 年 3 月 2 日を以て卒業したことによる。

3 廃止の時期

平成 3 0 年 3 月 3 1 日

4 生徒の状況

在学する生徒全員が平成 3 0 年 3 月 2 日に卒業している。

5 その他

- (1) 五所川原市議会では、平成 2 9 年 3 月 1 6 日に金木高等学校市浦分校の廃止に係る条例を可決している。
- (2) 同分校における指導要録等については、閉校後、青森県立金木高等学校において保管する。



五教総発第714号
平成30年1月4日

青森県教育委員会 殿

五所川原市長 平山 誠 敏



公立高等学校の廃止の認可申請について

金木高等学校市浦分校の廃止について、学校教育法第4条第1項及び同法施行規則第15条並びに同法施行細則第12条の規定により、関係書類を添えて認可申請します。

記

1 廃止する高等学校名
金木高等学校市浦分校

2 廃止の理由及び経緯

金木高等学校市浦分校は、昭和28年4月に金木高等学校相内分校として相内村相内中学校に併設され開校し、これまで64年間にわたり市浦地域の高校教育の振興を図ってきたところである。

しかし、社会情勢の変化に伴い生徒数は年々減少し、平成28年8月より1学年在籍者がなくなったこともあり、市教育委員会定例会及び市総合教育会議において今後の運営について協議し、閉校とする方針を決めたものである。

また、このことについては地域説明会を開催し、理解を得られたものと判断し、平成29年五所川原市議会第1回定例会において、金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する条例が可決された。

3 廃止の時期
平成30年3月31日

4 生徒の状況

平成29年度から生徒募集を停止し、平成29年度は第3学年9名(男6名、女3名)全員卒業できる見込みである。

青教高第522号



- 5 教職員の状況
校長 1 名、教頭 1 名、教諭 2 名、講師 4 名、臨時労務手 1 名
- 6 指導要録等について
青森県立金木高等学校において引継ぎ保管する。
- 7 校舎の位置
青森県五所川原市磯松赤川 3 番地 4 2 号
- 8 添付書類
議決書の写し



議案第 28 号

金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定について

金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

五所川原市長 平 山 誠 敏

29. 3. 16 原案可決

この抄本は議決の原本と相違ないことを証明する。

平成 29 年 12 月 20 日

五所川原市議会議長 磯 邊 勇 司



金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例

(金木高等学校市浦分校設置条例及び金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 金木高等学校市浦分校設置条例(平成17年五所川原市条例第82号)

(2) 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例(平成17年五所川原市条例第83号)

(五所川原市教職員住宅設置条例の一部改正)

第2条 五所川原市教職員住宅設置条例(平成17年五所川原市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び金木高等学校市浦分校」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 金木高等学校市浦分校入学料及び授業料徴収条例の廃止前に納付し、又は納付すべきであった授業料については、なお従前の例による。

提案理由

金木高等学校市浦分校が平成29年度をもって閉校するにあたり、関係条例を廃止し、及び改めるため提案するものである。